

薬食発0920第2号  
平成24年9月20日

各  $\left[ \begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市市長} \\ \text{特別区区长} \end{array} \right]$  殿

厚生労働省医薬食品局長

毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成24年政令第242号。以下「改正政令」という。）（官報第5889号）が平成24年9月20日に、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第130号。以下「改正省令」という。）（官報号外第205号）が同日にそれぞれ公布されたので、下記事項に留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしていることを申し添える。

記

第1 改正政令について

- 1 ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤を毒物の指定から除外したこと。
- 2 3-ブロモ-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-N-[4-シアノ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド（別名シアントラニリプロール）及びこれを含有する製剤を劇物の指定から除外したこと。
- 3 公布の日（平成24年9月20日）から施行することとしたこと。

## 第2 改正省令について

- 1 3-ブロモ-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-N-[4-シアノ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド(別名シアントラニリプロール)及びこれを含有する製剤を農薬用品目販売業者が取り扱うことができる劇物の指定から除外したこと。
- 2 公布の日(平成24年9月20日)から施行することとしたこと。

## 第3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については、別添1及び別添2に示すとおりであること。

また、今般、毒物又は劇物の指定から除外した物の性状、毒性等については、別添3のとおりであること。